

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 9 月 30 日（火）第3047号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 非常勤職員の報酬の支給日の一部改正（※）（人事課取扱い） 1
- 非常勤職員のうち，報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正（※）（人事課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第951号

昭和62年 4 月 1 日鹿児島県告示第629号（非常勤職員の報酬の支給日）の一部を次のように改正し，平成26年10月 1 日から施行する。

平成26年 9 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「就労支援員」を「就労支援員
障害者くらし安心相談員」に改める。

鹿児島県告示第952号

平成17年 3 月 29 日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち，報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し，平成26年10月 1 日から施行する。

平成26年 9 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表保健福祉部の部就労支援員の項の次に次のように加える。

障害者くらし安心相談員	日額 7,910円以内
-------------	-------------